

宮崎県産品PRパンフレット・動画等制作業務委託仕様書

1 委託業務名

宮崎県産品PRパンフレット・動画等制作業務

2 目的

県産品をPRするためのパンフレット及び動画等を制作し、展示商談会等にて活用しながら効果的な販路拡大活動を実施する。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年2月26日まで

4 委託内容

次の①から⑤についてデザインや内容及び構成を企画し制作し、提出する。

- ①県産品PRパンフレット
- ②県産品PRポスター・タペストリー
- ③県産品PRのぼり
- ④県産品PR動画
- ⑤県産品PRショート動画

5 委託内容の詳細

(1) 制作に当たって

- ・原則として個別具体的な商品名や価格などを使用せず、商品のジャンルや種類などの大きな括りで企画及び構成すること。
- ・バイヤーや消費者の目を引くような独自性のあるコンテンツを制作すること。
- ・県産品の選定については提案を基本とするが、県の指示がある場合は追加すること。
- ・制作及び制作に必要な取材や画像及びデータの収集は受託者が行うこと。
- ・県が保有する制作の上で必要な情報やデータ等は可能な範囲で県より提供する。

(2) 各制作物の仕様

①県産品PRパンフレット

内 容	県産品をPRするパンフレット
対 象	バイヤー及び食品業界の関係者
部 数	500部以上（目安部数とし、県と協議の上決定する。）
規 格	A4サイズ32ページ前後を想定 (提案においてはそれ以外も認める。目安規格とし、県と協議の上決定する。)

- ・次のアからコの項目を必ず入れること。ただし、エからカについては加工品を中心に制作すること。

- ア 表紙
- イ 目次
- ウ 宮崎県の紹介
- エ 農産物及びそれに類する加工品（花きを含む）
- オ 畜産物及びそれに類する加工品
- カ 水産物及びそれに類する加工品
- キ その他加工品（ご当地グルメ、郷土料理、酒類及び菓子などを含む）
- ク 民芸品及び伝統工芸品
- ケ 宮崎の物産情報の紹介（物産館 KONNE など）
- コ 裏表紙

- ・歴史的背景、地域との関わりなどのストーリーや、旬の時期、おすすめの食べ方及び使い方等の県産品の魅力が伝わる内容にすること。
- ・その他の内容、タイトル、順番及びレイアウトなどの具体的な構成は提案によるものとする。

②県産品PRポスター・タペストリー

内 容	商談会等において効果的に県産品をPRするポスター・タペストリー
対 象	バイヤーや消費者
部 数	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の紙製ポスター各種100枚以上 ・屋外などの環境でも使用可能な耐久性の高いタペストリー各種5枚以上 （目安枚数とし、県と協議の上決定する。）
規 格	<ul style="list-style-type: none"> ・ポスターはB1サイズ以上を想定（目安規格とし、県と協議の上決定する。） ・タペストリーは横700mm×縦1,800mmを想定 （目安規格とし、県と協議の上決定する。）

- ・以下のアからカの内容のポスターを制作すること。ただし、アからウ及びカについては加工品を中心に制作すること。
 - ア 農産物及びそれに類する加工品
 - イ 畜産物及びそれに類する加工品
 - ウ 水産物及びそれに類する加工品
 - エ その他加工品（ご当地グルメ、郷土料理、酒類、菓子などを含む）
 - オ 民芸品及び伝統工芸品
 - カ アからエの内容を1枚にまとめたもの
- ・商談会やイベントなどで宮崎県ブースをPRする際に、宮崎県のブースであることが一目でわかるデザインにすること。
- ・その他のデザイン及び内容などの具体的な構成は提案によるものとする。

③県産品PRのぼり

内 容	商談会等において効果的に県産品をPRするのぼり
対 象	バイヤーや消費者
部 数	各種5枚以上（目安枚数とし、県と協議の上決定する。）
規 格	セイル型を想定（目安規格とし、県と協議の上決定する。）

- ・以下のアからオの内容ののぼりをそれぞれ制作すること。ただし、アからウについては加工品を中心に制作すること。
 - ア 農産物及びそれに類する加工品
 - イ 畜産物及びそれに類する加工品
 - ウ 水産物及びそれに類する加工品
 - エ その他加工品（ご当地グルメ、郷土料理、酒類、菓子などを含む）
 - オ 民芸品及び伝統工芸品
- ・商談会やイベントなどで宮崎県ブースをPRする際に、宮崎県のブースであることが一目でわかるデザインにすること。
- ・その他のデザイン及び内容などの具体的な構成は提案によるものとする。

④県産品PR動画

内 容	商談会等において効果的に県産品をPRする動画
対 象	バイヤーや消費者
規 格	アからオ：1分から2分程度（目安時間とし、県と協議の上決定する。） カ：3分から5分程度（目安時間とし、県と協議の上決定する。）

- ・以下のアからオの内容の動画をそれぞれ制作すること。ただし、アからウについては加工品を中心に制作すること。
 - ア 農産物及びそれに類する加工品
 - イ 畜産物及びそれに類する加工品
 - ウ 水産物及びそれに類する加工品
 - エ その他加工品（ご当地グルメ、郷土料理、酒類、菓子などを含む）
 - オ 民芸品及び伝統工芸品
 - カ アからエの内容をまとめた、総合PR動画
- ・生産から加工に至るプロセス、生産地の風土、ならびに生産者の営みを統合的に描写し、県産品全体のブランド価値向上に繋がる内容にすること。
- ・その他の内容、順番及びレイアウトなどの具体的な構成は提案によるものとする。

⑤県産品PRショート動画

内 容	商談会等において効果的に県産品をPRするショート動画
対 象	バイヤーや消費者
規 格	30秒から1分程度（目安時間とし、県と協議の上決定する。）

- ・以下のアからオの内容の動画をそれぞれ制作すること。ただし、アからウについては加工品を中心に制作すること。

- ア 農産物及びそれに類する加工品
- イ 畜産物及びそれに類する加工品
- ウ 水産物及びそれに類する加工品
- エ その他加工品（ご当地グルメ、郷土料理、酒類、菓子などを含む）
- オ 民芸品及び伝統工芸品

- ・ SNS 等での拡散と購買行動の喚起を目的とし、県産品の魅力を直感的に訴求する内容にすること。
- ・ その他の内容、順番及びレイアウトなどの具体的な構成は提案によるものとする。

6 著作権の取扱い

(1) 著作権者

本仕様書により作成された成果品の全ての著作権は、宮崎県に帰属する。受託者は、納品する成果品について、著作者人格権を行使しないこととする。なお、本成果物の制作に本契約に関係なく従前から受託者または第三者に帰属している著作物を利用する場合は、当該著作物の著作権に関しては受託者または第三者に留保される。

(2) 権利関係の処理

- ・ 素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。納品する成果品について、第三者の著作権・肖像権その他の権利（以下「第三者の権利」という。）を侵害することがないよう業務を実施するとともに、成果物が第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題については、一切の責任を負うこととする。また、受託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も同様とする。
- ・ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- ・ 著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、県と受託者で協議の上処理することとする。

7 成果品の提出

成果品及び提出期限

- ① 県産品PRパンフレット及び電子データ
提出内容：現物、高画質 PDF データ及び編集用 ai データ
提出期限：令和9年1月29日
- ② 県産品PRポスター・タペストリー及び電子データ
提出内容：現物、高画質 PDF データ及び編集用 ai データ
提出期限：令和8年11月6日
- ③ 県産品PRのぼり及び電子データ
提出内容：現物、高画質 PDF データ及び編集用 ai データ
提出期限：令和8年11月6日

④ 県産品PR動画（電子データ）

提出内容：DVD用形式、SNS用形式(MPEG-4等)、高画質動画データ及び編集用aiデータ

第1回提出期限：令和8年11月6日

第2回提出期限：令和9年2月12日

- ・県は、第1回提出物を試験的に公開するなどして内容を確認し、修正指示を行うことができるものとする。
- ・受託者は県の修正指示を反映させた最終成果品を第2回提出期限までに提出すること。
- ・本業務の検査は、第2回提出物をもって行うものとする。

⑤ 県産品PRショート動画（電子データ）

提出内容：DVD用形式、SNS用形式(MPEG-4等)、高画質動画データ及び編集用aiデータ

第1回提出期限：令和8年11月6日

第2回提出期限：令和9年2月12日

- ・県は、第1回提出物を試験的に公開するなどして内容を確認し、修正指示を行うことができるものとする。
- ・受託者は県の修正指示を反映させた最終成果品を第2回提出期限までに提出すること。
- ・本業務の検査は、第2回提出物をもって行うものとする。

⑥ 7①から⑤を制作するにあたって使用した画像や動画などの素材データ

提出期限：令和9年2月26日

⑦ 業務報告書

提出期限：令和9年2月26日

8 経費

履行に要するすべての経費。

9 その他

- ・本業務の実施にあたっては、県と十分協議・連絡をとりながら進めること。
- ・本仕様書の解釈等にあたって疑義が生じた場合は、協議の上、県が判断することとする。
- ・本業務で得られた情報等については、県の許可なくして流用してはならない。
- ・受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、本業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県の承諾を得た上で、業務の一部を委託することができる。
- ・本仕様書に明記のない事項については、双方協議の上、決定することとする。